

## 主な論点（案）

### 1. 目的

（適正な会計監査の確保）

- 我が国では、公認会計士法 1 条において、公認会計士の使命として、「公認会計士は、（中略）財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。」とされている。

英コードにおいて、監査法人は適切に公益を考慮し質の高い業務を行うべきとされており、また、蘭コードにおいては、監査法人は質の高いサービスを提供することにより公益を保護すべきであるとされている。

我が国のコードでも、監査法人が投資家等に対し上場会社の財務書類の適正性を確保する重要な責務を担っていることを認識し、質の高い会計監査を確保すべきことを目指すべき価値として確認すべきという意見があるが、どのように考えるか。

（監査人による適正な職業的懐疑心の発揮、高い職業倫理・独立性の保持による会計監査の品質・信頼性の確保）

- 我が国においては、公認会計士法等において、職業的懐疑心の発揮、独立性や職業倫理の保持等について規定されている。一方、英、蘭コードにおいては、保有すべき価値観の要素について、国際会計士倫理基準審議会が公表している倫理規程における基本原則（①誠実性、②公平性、③職業的専門家としての能力及び正当な注意、④守秘義務、及び⑤職業的専門家としての行動、の 5 原則）が挙げられているが、我が国の監査法人ガバナンス・コードにおいても、これらの基本原則について言及するか。

### (開放的な文化の保持)

- 英・蘭コードにおいては、開放的（内外における十分なコミュニケーション）な文化を有するべきとされているが、我が国の監査法人においては、どのように考えるか。

(注) 英コードは、開放性の原則として、監査法人は、「問題点や知見、経験についての相談・共有を促す開放的な文化を保持すべきである。」(B.3)とされ、蘭コードは、価値観として、監査法人のボードは、「基本原則(誠実性、客観性、専門性と注意義務、守秘義務、職業倫理)を適正に遵守し、開放性と対話の文化を醸成すべきである。」(0)とされている。

### (リーダーシップの発揮(トップの姿勢))

- 英・蘭コードにおいては、適切なトップの姿勢を提示すべきとされているが、我が国における監査法人の経営陣に求められるリーダーシップの発揮について、どのように考えるか。

### (行動規範の策定)

- 英・蘭コードにおいては、コードの原則について、内部行動規範に反映すべきとされているが、我が国のコードにおいては、どのように考えるか。

### (非監査業務との関係)

- 非監査業務については、会計監査の識見を活用し社会において重要な役割を果たすものであるが、これによって適正な会計監査の品質が損なわれてはならないとの考えについてどのように考えるか。また、非監査業務の位置付けについて以下の意見があるが、どのように考えるか。
  - ー 質の高い会計監査を実施する上で被監査企業を含む企業環境の理解が重要であり、非監査業務の経験は有用である。
  - ー 非監査業務のウエイトが大きくなることが、監査の品質を損なう可能性がある。

(注1) 公認会計士法 34 条の 5 において、監査法人は、監査証明業務に支障のない限り、定款で定めるところにより非監査業務を行うことができるとされ、また、同法 34 条の 11 の 2 において、監査法人及びその子会社又は関連会社が一定の非監査業務を提供している先には、監査業務を行うことができないとされている。

(注2) 英コードにおいては、コードの目的に「非監査業務を含めた、より広い範囲におけるレピュテーションを監査法人が保持すること」と規定されている。また、蘭コードにおいては、「監査人のコミュニケーションに係る公益は常に優先されるべきであり、そうした利益は、監査法人やそのネットワークの商業的利益を常に上回るものである。」と規定されている。

## 2. 執行及びガバナンス機関

### (実効的な執行機関の確立)

- 「監査法人のマネジメントが組織の拡大についていけなくなったことは確かであり、その観点からマネジメントの強化を図ることが重要」との意見があり、我が国のコードにおいても、実効的なマネジメント（執行機関）の確立を規定することについて、どのように考えるか。

(注) 公認会計士法 34 条の 13 では、「監査法人は、業務を公正かつ的確に遂行するために、内閣府令で定めるところにより、業務管理体制を整備しなければならない」と規定され、公認会計士法施行規則 25 条では、業務管理体制としては、経営の基本方針や経営管理に関する措置などの業務の執行の適正を確保するための措置が取られていることなどが求められているが、執行機関の設置が必ずしも求められているわけではない。

### (執行機関に求められる役割)

- そもそも、マネジメントとは具体的にどのようなことだと考えるのか。その場合、執行機関にはどういった役割・機能が求められるか。

### (執行機関に求められる経験)

- 監査法人の執行機関にはマネジメントの経験が豊富な者が必ずしも多くないとの指摘があるが、どのように考えるか。中長期的な人材育成について、どのように考えるか。

(経営責任者を含む各執行機関・ガバナンス機関の権限、責任等の明確化)

- 英・蘭コードにおいては、執行機関・ガバナンス機関の権限、責任等を設定すべきとされているが、我が国における監査法人の経営陣に求められる権限、責任等について、我が国のコードではどのように考えるか。

(監査法人と個々のパートナーの意思決定の関係)

- 個別の監査業務において、業務を執行したパートナーが意思決定した監査結果については、最終的には、監査法人として意思決定を行い、監査意見として表明されることになる。監査法人として行う意思決定と個々のパートナーが行う意思決定とのバランスを、どのように考えるか。
  - ー 監査法人として行う意思決定には、監査契約の更新や解除などがある。
  - ー 他方、実質的に個々のパートナーが行っている意思決定には、個別監査業務における会計上の見積りの判断などがある。
  - ー 実質的に個々のパートナーが行っている意思決定のうち、会計監査の品質の観点から、監査法人が関与すべきものは何か。

(監査法人の運営に対する外部の第三者の関与)

- 外部の第三者の関与を求める目的は何か。
- マネジメントの経験の蓄積や、外部からの視点の導入といった観点から、外部の第三者の知見の活用が言及されるが、外部の第三者からのインプットとして期待されるのはどのようなことが考えられるか。

- 英コードにおいては、ガバナンス機関としての独立非業務執行役員に関する規定が強調されている。一方、蘭コードにおいては、監督体制の一環としての公益委員会の設置と委員の過半数は独立した第三者であることを求めており、監査法人の運営に対して外部の第三者が関与すべきとされている。外部の第三者に求められる権限、責任等との関係を含め、我が国のコードにおいては、どのように考えるか。
  
- 英・蘭コードにおいては、監査法人の運営に対する外部の第三者について、独立性を求めているが、我が国のコードにおいては、どのように考えるか。

(外部の第三者メンバーに対する適切な情報提供、サポート)

- 英・蘭コードにおいて、監査法人の執行機関は外部の第三者メンバーに対して適切な情報提供を行うべきとされているが、我が国のコードにおいては、外部の第三者に対する情報提供、サポートについて、どのように考えるか。

### 3. 業務運営

(適正な会計監査を実施するための人材育成等の方針)

- 英・蘭コードにおいては、適切な人事方針等を整備すべきとされているが、我が国の監査法人において、適正な会計監査を実施するための人材育成・啓発・管理・評価の方針について、どのように考えるか。
  
- 近年、現場の公認会計士の士気が低下しているとの指摘があるが、士気を高めるために監査法人が採用すべき人材育成等の方針について、どのように考えるか。
  
- 人事評価に当たっては、職業的懐疑心をはじめとして、監査法人における適正な会計監査の確保に資する能力がより一層重視されるべきとの意見があるが、どのように考えるか。
  
- 「会計監査の在り方に関する懇談会」提言において、「監査チーム内でのやり取りや上司による監査調書の査閲・指導を通じた監査の現場での訓練（OJT）を改めて強化していくことが重要である。」「各監査法人等において、関連する資格の取得や企業への出向等の懲遷等、会計士の力量向上のための幅広い取組みが検討されるべきである。」と記載されているが、これらの点について、どのように考えるか。

(ステークホルダーとの対話)

- 英・蘭コードにおいては、被監査会社、被監査会社の株主などのステークホルダーとの対話に関する方針等を整備すべきとされているが、我が国のコードにおいては、どのように考えるか。

(注) 我が国においては、監査基準等において、監査の各段階における監査役等との協議など適切な連携が求められているほか、業務及び財産の状況に関する説明書類を作成し、公衆縦覧に供しなければならないとされている(公認会計士法 34 条の 16 の 3)。

(外部によるレビューにおける指摘への対応)

- 英・蘭コードにおいては、外部レビュー機関(我が国においては、日本公認会計士協会、公認会計士・監査審査会)の懸念事項に対して是正措置を講ずるべきとされているが、我が国のコードにおいては、どのように考えるか。

(法令遵守、監査業務の実施等)

- 英・蘭コードにおいては、法令遵守、監査業務の実施及び審査や利益相反管理等に関する方針・手続並びに内部統制及びリスク管理体制を整備すべきとされているが、我が国のコードにおいては、どのように考えるか。



### (通報制度)

- 英・蘭コードにおいては、内部通報に係る規定が置かれているが、我が国のコードにおいては、どのように考えるか。また、外部からの通報については、どのように考えるか。

(参考) 我が国では、「監査に関する品質管理基準」において、「監査事務所は、監査業務に係る監査実施者の不適切な行為、判断並びに意見表明、関連する法令に対する違反及び監査事務所の定める品質管理のシステムへの抵触等に関して、監査事務所内外からもたらされる情報に対処するための方針及び手続を定め、それらが遵守されていることを確かめなければならない。」とされている。

### (IT等の活用)

- 「会計監査の在り方に関する懇談会」提言においては、「監査の現場におけるITの活用が、業務の効率化や深度ある監査に繋がっていくことが期待される。」と記載されているが、この点について、どのように考えるか。

#### 4. 説明責任

##### (監査法人の業務・マネジメントに関する情報の開示)

- 我が国では、公認会計士法の規定に基づいて、監査法人の業務等の状況を開示しているが、英・蘭では、コードで求められる情報として、監査法人の業務やマネジメントの情報が開示されている。我が国においても、監査法人の業務やマネジメントに関する情報開示の充実が必要との意見があるが、この点について、どのように考えるか。

(注) 公認会計士法 34 条の 16 の 3 の規定により、業務及び財産の状況に関する説明書類を作成し、公衆縦覧に供しなければならないとされている。

##### (各コードの遵守状況の開示)

- 英・蘭コードにおいては、各コードの遵守状況を開示すべきとされている。我が国においても、監査法人の業務やマネジメントの状況を開示するとともに、併せて、各コードの遵守状況を評価し、開示することについて、どのように考えるか。

##### (監査法人の開示情報の質を担保するための措置の実施・公表)

- 英コードにおいては、外部への報告の質の監視等のための体制を整備するとともに、英・蘭コードにおいては、監査法人の財務諸表等については、監査済みのものを開示すべきとされているが、我が国においては、どのように考えるか。

(注) 有限責任監査法人は、当該法人に計算書類に他の監査法人の監査報告書を添付することを求められている（法 34 条の 32 第 1 項）。

(経営方針、経営上のリスク等の把握・開示)

- 英・蘭コードにおいては、経営上のリスクについて開示すべきとされているが、経営方針や経営上のリスクの開示について、我が国においては、どのように考えるか。